

# 訪問看護ステーション Gift ご利用料金表 (医療保険)



※ 各種健康保険の負担割合に応じた利用料となります  
 ※ 各種健康保険、公費医療制度が適用されます

## ◎ 利用料金 (1回につき)

健康保険適用による指定訪問看護		料金	ご利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 I	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
基本療養費 II (同一建物の居住者)	同一日に2人訪問した場合 週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	同一日に2人訪問した場合 週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	同一日に3人以上訪問した場合 週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	同一日に3人以上訪問した場合 週4日以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
基本療養費 III	入院中に一時外泊をしている利用者に対し、主治医から交付された訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき行う指定訪問看護 (入院中1回、特掲診療料の施設基準等、別表第7に掲げる疾病等の方は入院中2回算定)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初回	¥7,440	¥744	¥1,488	¥2,232
	月の2回目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900

基本療養費 I  
 基本療養費 II + 訪問看護管理療養費 + 各種加算 = 利用料(10割)  
 基本療養費 III  
 ※負担割合に応じて  
 1~3割お支払いいただきます

## ◎ 各種加算

加算項目	加算となる事由・状態	料金	
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	厚生労働大臣が定める疾病または特別訪問看護指示書が交付または重度の褥瘡等により指定訪問看護を1日に2回又は3回以上行ったとき	同一建物内1又は2人	¥4,500
		同一建物内3人以上	¥4,000
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)	同一建物内1又は2人	同一建物内1又は2人	¥8,000
		同一建物内3人以上	¥7,200
3. 24時間対応体制加算 (1か月につき)	24時間、常時電話対応かつ緊急時訪問看護を行う体制 ※要申込	¥6,400	
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	利用者・家族からの要請及び主治医の指示により行う臨時訪問	¥2,650	
5. 訪問看護ターミナルケア療養費 (1回のみ)	主治医との連携のもと終末期の看護ケアを提供したとき	¥25,000	
6. 特別管理加算:高 (1か月につき)	特掲診療料の施設基準等、別表第8の(1)に該当する方	¥5,000	
7. 特別管理加算:低 (1か月につき)	特掲診療料の施設基準等、別表第8の(2)~(5)に該当するの方	¥2,500	
8. 訪問看護情報提供療養費 1 (1か月につき)	特掲診療料の施設基準等、別表第7、第8、精神障害を有する者やその家族、18歳未満の児童について区市町村、指定特定相談支援事業者等の求めに応じ、文書による情報提供をしたとき	¥1,500	
9. 訪問看護情報提供療養費 2 (各年度1回に限る)	保育所や学校等(大学を除く)の求めに応じ文書による情報提供をしたとき	¥1,500	
10. 訪問看護情報提供療養費 3 (1か月につき)	主治医経由で入院・入所先へ文書による情報提供をしたとき	¥1,500	
11. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (1か月につき2回まで)	診療等を行う医療関係者等が一堂に会し、カンファレンスをしたとき	¥2,000	
12. 長時間訪問看護加算 右記①…週3回を限度 右記②…週1回を限度	①15歳未満の超重症児・準超重症児等 ②特掲診療料の施設基準等、別表第8に該当又は特別訪問看護指示の対象者に対し、1時間30分を超えて指定訪問看護を行ったとき	¥5,200	
13. 退院時共同指導加算 (退院又は退所につき1回) ※特掲診療料の施設基準等、別表第7に掲げる疾病等及び第8に該当する方は2回まで	退院・退所する場合の、入院・入所先の主治医等と療養指導を行い、その内容を文書で提供したとき ※特掲診療料の施設基準等、別表第8に該当する方は、特別管理指導加算(¥2,000)を追加	¥8,000	
14. 退院支援指導加算 (1回の退院につき1回まで)	①特掲診療料の施設基準等、別表第7、第8、退院日の訪問が必要と認められた方へ、退院当日の訪問看護を提供したとき ② 上記①に加え、1時間30分を超えて療養上必要な指導を行ったとき	① ¥6,000	
		② ¥8,400	
15. 在宅患者連携指導加算(1か月につき1回まで)	診療情報等を医療関係職種間で月2回以上、文書等による情報提供及び療養上必要な指導をしたとき	¥3,000	

加算項目	加算となる事由・状態		料金
16. 乳幼児加算(1日につき)	6歳未満の利用者が対象		¥1,500
17. 看護・介護職員連携強化加算(1か月につき1回まで)	痰吸引等を実施する登録特定行為事業者の登録した訪問介護員等に対し、医師の指示のもとに行われる痰吸引等が円滑に行われるための支援(助言や技術指導等)をしたとき		¥2,500
18. 複数名訪問看護加算(1日につきいずれか1回まで) ※イまたはロの場合は週1回・ハの場合は週3回を限度	複数の看護師等(保健師・看護師)による指定訪問看護が必要な利用者に対して看護職員が他の看護師等または看護補助者と同時に指定訪問看護を行なうとき ※要同意		
イ)指定訪問看護を行なう看護職員が他の看護師等(准看護師を除く)と同時に指定訪問看護を行なう場合	同一建物内1人又は2人	¥4,500	同一建物内3人以上 ¥4,000
ロ)指定訪問看護を行なう看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行なう場合	同一建物内1人又は2人	¥3,800	同一建物内3人以上 ¥3,400
ハ)指定訪問看護を行なう看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行なう場合(特掲診療料の施設基準等、別表第8を除く)	同一建物内1人又は2人	¥3,000	同一建物内3人以上 ¥2,700
二)指定訪問看護を行なう看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行なう場合(特掲診療料の施設基準等、別表第8に限る)			
①1日に1回の場合	同一建物内1人又は2人	¥3,000	同一建物内3人以上 ¥2,700
②1日に2回の場合	同一建物内1人又は2人	¥6,000	同一建物内3人以上 ¥5,400
③1日に3回以上の場合	同一建物内1人又は2人	¥10,000	同一建物内3人以上 ¥9,000
19. 早朝・夜間訪問看護加算 (1日につき1回)	利用者・家族の求めに応じて、早朝(午前6時～午前8時)や夜間(午後6時～午後10時)、深夜(午後10時～午前6時)に指定訪問看護を行ったとき		¥2,100
20. 深夜訪問看護加算 (1日につき1回)			¥4,200
21. 特別管理指導加算	特別管理加算対象者に対し、退院時共同指導加算を算定したとき		¥2,000

### 特掲診療料の施設基準等、別表第7に掲げる疾病等

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症  
スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症  
ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症  
パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))  
多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群・プリオン病)  
亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・脊髄性筋萎縮症  
副腎白質ジストロフィー・球脊髄性筋萎縮症  
慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群  
頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態

### 特掲診療料の施設基準等、別表第8にある状態

- (1) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- (3) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- (4) 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- (5) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

### ◎ 保険適用外自己負担額

1時間30分を超える指定訪問看護(長時間訪問看護加算対象外の時)		30分毎に ¥5,000	
ワンコインサービス(要契約)※1	通常のサービス時間の前後に行う軽微な家事その他の援助(身体介護・看護業務以外で利用者への支援に限ります)	最長10分 1回につき ¥500	
交通費	通常のサービス実施地域を超えて訪問看護を行う場合	公共交通機関を利用	運賃の実費
		車・バイクを使用	駐車にかかる実費
キャンセル料金 ※2	サービス開始予定1時間前までにご連絡いただいた場合は無料 無断キャンセル及びサービス開始予定1時間前以降のご連絡は有料	1回につき ¥3,000	
死後の処置料		20,000円	
衛生材料	保険適用外および利用者本人の使用に限る	商品代金+送料の実費	

※1 ワンコインサービスの利用は、週に1回及び30分以上の定期的な訪問看護が行われている場合にのみご契約が可能です。

(例:ゴミ出し、簡単な調理や後片付け・掃除・洗濯・洗濯物の取り込み、電球の交換、書類の整理、処方箋の提出、薬の代理受領、見守り、ネット通販代行等)

※2 天災や悪天候、当事業所の都合によるもの、利用者及びご家族等の急な入退院・入退所等についてはキャンセル料金は頂きません。